

供託事務の「質の向上」への取組について

1 民間事業者による供託事務の実施の可能性については、どのように考えるべきか

供託の
性質から来る
制約

- 供託に関する業務は、司法作用に準ずる高度かつ複雑な法的判断を中核とする審査事務であり、その性質上、マニュアル化や短期の単発的な研修の実施により賄うことは困難である。
- 法律専門職であり、申請代理資格を有する弁護士又は司法書士の活用により、専門性についての担保は確保することができる可能性はあるものの、公共サービス基本方針で定められている「経費の削減」を実現することは不可能である。
- 法務局では、登記、訟務、戸籍等、様々な民事法務行政と一体のものとして、供託に関する業務に必要な知識・能力を有する法務事務官を養成しており、無駄のない、合理的な養成・任用制度が採られている。なお、現在、法務局の本局供託課では、おおむね計3人が専従で供託事件を処理しているが、自らの供託事件の処理のほか、管内の支局及び出張所の供託事務従事者への指導・監督、監査、研修の実施、日本銀行や裁判所等の関係機関との協議・調整等の業務も行っており、さらに、事件数が突出し、かつ、多くの複雑困難な事件が出件されている東京法務局及び大阪法務局の供託課では、これらに加え、人材の育成も行っている。

では、供託事件の難易度等で類型化し、簡単な事件について実施することは、どうか

- 供託事件には、「弁済供託」、「執行・配当供託」、「担保保証供託」、「没取供託」等があるが、これらは講学上の分類にすぎず、混合する性質のものもあるなど、その外縁は不明確である上、その内容は、いずれも複雑困難なものが多い。

例えば、家賃等の弁済供託においては、弁済の提供の要否や債務の本旨に従った提供の有無等の判断を誤った場合など、供託の効果不発生という利用者に重大な結果をもたらす可能性が常に存在する。

なお、弁済供託や執行・配当供託においては、賃料、給料その他の継続的給付に係る金銭の供託につき、2回目の申請から供託カードを用いてすることができる（下表参照）が、これは申請書の記載事項の一部を省略して供託者の利便性を高める措置であり、供託事件としての難易度は何ら変わらない。

※ 供託カードを用いた事件の割合（平成21年度）

	供託カードを用いた 事件の件数（a）	受理総件数（b）	（b） / （a）
東京法務局	45,327	73,877	61.4%
大阪法務局	16,982	23,692	71.7%

- 供託事件は、相談や申請の過程で、その類型や供託原因が具体化するケースが多く、前もって「難易度等を類型化すること」は、實際上困難である。

仮に、講学上の類型に従って受付窓口を設け、その一部について市場化テストを実施しても、利用者が窓口を往復する結果となることは必至であり、ワンストップサービスに逆行する等、国民に多大な迷惑を掛けることになるし、公共サービスの質の向上や効率化に反するだけでなく、偽装請負になるおそれもある。

2 供託事務の質の向上のための取組の内容は、どのようなものか

○ 公益上の目的から国家機関である法務事務官たる供託官が供託事務を取り扱うとされたこと(最高裁昭和47.7.15大法廷判決)を踏まえ、法務省・法務局では、定期的に「利用者アンケート」を実施するなど、利用者の意見を収集し、利便性・効率性の向上のための施策を次のとおり実施してきた。

利用者アンケートの概要

調査方法：全国の法務局において、窓口利用者にアンケート等を手交し、回答用はがきを返送いただく
調査時期：第1回 平成15年1月、第2回 平成17年2月、
第3回 平成19年7月、第4回 平成22年2月
回収率等：30.4%（過去4回の平均）

最近の供託事務処理手続の主な見直し(施策)の内容

(1)オンラインによる供託手続の導入

金銭等の供託申請や払渡請求をインターネットを利用して行うことができることとした。

(2)供託金の電子納付手続の導入

インターネットバンキングやATMを利用して供託金を納付することができることとした（(1)及び(2)により、供託者等が供託所に赴くことなく供託手続を完了することができることとなった。）。

※ 平成21年度のオンラインによる供託手続及び電子納付の利用件数は、完全オンラインが4,777件(1.2%)、電子納付が34,120件(8.7%)

(3)振込方式による供託金納入方法の導入

供託金を市中銀行の供託官口座に振り込むことによって供託金の納付があったものとして取り扱うことができることとした。

※ 平成16年度から平成18年度までの3か年度平均の振込方式の利用件数は、29,824件(7.2%)

(4)申請人の押印義務の廃止等

供託書への申請人の押印義務を廃止するとともに、払渡請求時の本人確認手段の見直しを行った(運転免許証等の提示により本人確認ができる場合は、印鑑証明書の添付を省略可能とした。)

(5)払渡請求時の供託書正本又は供託通知書の添付の廃止

払渡請求者の負担軽減のため、請求時における供託書正本又は供託通知書の添付を不要とした。

(6)催告払の制度の廃止

催告払の制度(供託金払渡請求書に供託書正本等を添付することができない場合に、利害関係人に対して異議申立書の提出等の催告をした上で払渡請求の認可を行うもの)を廃止した。

(7)供託書副本等のペーパーレス化

供託書副本等について、供託事務処理システムを利用した管理とし、副本等の提出を不要するとともに、供託に関する事務の効率化等を図ることとした。

(8)供託通知書の添付義務の廃止

供託通知書の添付を廃止し、供託者からの請求がある場合に限り、供託所から通知書を発送することとした。

(9)供託カードを用いた供託手続の導入

賃料、給料その他の継続的給付に係る金銭の供託をする供託者が2回目以降の供託をする際には、供託カードを提出することにより、提出する供託書の記入負担を軽減することとした。

(10)登記・供託インフォメーションサービスの開始

供託に関する手続について、音声・FAXにより案内をすることとした。

(11)法務省のホームページ上での供託手続の説明

供託に関する手続について、法務省のホームページ上で説明することとした。

なお、供託金の受入れ事務に関しては、

①供託所の窓口で直接受け入れる方法、②日本銀行(代理店)において受け入れる方法、③振込方式、④電子納付の方法がある。

このうち、供託所のすべてで①の方法を取り扱うことは、人員配置及び物的設備の問題から困難である。また、③の方法は、口座を開設する銀行の協力が必要のため、全国の供託所326庁中8庁で実施できておらず、④の方法は、取扱額に限度額が設定されていること、電子納付可能な(ペイジー対応の)ATMが限られていること等の制約がある。

さらに、利用者の意見を広くおうかがいし、関係機関との調整を図りつつ、利便性・効率性を高めるための施策を不断に検討・実施していく。